

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」にご協力をお願いします

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

今年も地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」体験活動週間が始まります。中学校二年生を対象に、五日間学校を離れて、地域や自然の中で主体的にさまざまな体験をすることによって、「共に生きる心」や「感謝の心を育み、自律性を高めるなど、生きる力を育成することを目的に実施します。



さまざまな体験をする生徒たち

また、ご協力いただいた皆さんのおかげで、体験活動後の生徒たちは社会のルールやマナーを身につけるなど、大変有意義な場となっております。本年度も、市内事業所におかれましては、ぜひとも受け入れ可能事業所として、ご協力をお願いします。

実施日	
精道中学校	6月12日～16日
山手中学校	5月29日～6月2日
潮見中学校	6月5日～9日
兵庫県立芦屋国際中等教育学校	11月13日～17日

人権擁護委員(50音順)

氏名	電話番号
猪木 偉子	☎22-3437
日下部 昇	☎38-0185
黒木 雄介	☎23-1826
半田 孝代	☎23-1746
宮井 壽美子	☎32-8053
村上 恵美子	☎32-2455
渡邊 洋子	☎23-1006

人権擁護委員に 日下部昇氏

問い合わせ 生活環境部人権推進担当 ☎38-2055



日下部 昇氏

人権擁護委員に日下部昇くさかへ のぼる氏が新たに選任され、法務大臣から委嘱されました。なお、本市の人権擁護委員は、左記のとおりです。

人権擁護委員による人権相談は、毎月第一・第四火曜日の午後一時から午後四時まで、市役所北館二階会議室にて行っています。

5月は「宅地防災月間」

県では、梅雨期をひかえた5月を「宅地防災月間」と位置付け、宅地の災害防止に関する各種事業を実施します。

5月18日(木)には、市と関係機関が合同で防災パトロールを実施し、危険箇所の把握に努め、状況に応じて注意・指導を行います。

また、危険宅地の改善を促進するため、宅地防災相談を実施します。宅地の安全等に疑問をお持ちのかたは、ご相談ください。

宅地防災相談会

日時 5月11日(木) 午後2時30分～4時30分
会場 市役所北館4階会議室7

問い合わせ 阪神南県民局県土整備部建築課 ☎06-4868-5114



連絡車と消防用ホース

消防本部では、昭和六十三年導入の連絡車(軽四輪・緊急車)および消防用ホース十六本が老朽化していたため、新しく購入し、消防署に配備しました。

消防用ホースは火災時に有効に使用して消防活動体制の充実、迅速化を図りました。

消防活動体制の充実 迅速化を図る

問い合わせ 消防本部通信装備担当 ☎38-2096

連絡車(軽四輪・緊急車) 消防用ホースを 更新しました

5月 テレビ広報ガイド

放送時間(30分)	内容
8:00	芦屋市広報番組 あしや30min
11:30	住宅用火災警報器の設置が義務づけられます
16:00	第18回芦屋さくらまつり ユニセフカップ2006芦屋国際ファンランの衛生週間
19:30	カンボジアの家庭料理(学生風)
22:30	国体物語
ビデオテープ貸出可	行ってみました 芦屋市老人福祉会館

5月6日(土)は、「J・COM特別番組」のため放送はありません。番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネット神戸芦屋(J・COM)カスタマーズセンター ☎0120-13-8160

NHK公開セミナー「藤田嗣治展」

日時 6月5日(月)午後2時～3時30分
会場 ルナ・ホール 内容 「藤田嗣治の生涯と作品」 講師 多摩美術大学教授・中村隆夫氏 申し込み 往復はがきに、住所・氏名・電話番号を記入し、5月25日(木)＜必着＞までに下記へ。応募者多数のときは抽選。*参加者に、5月30日から7月23日まで京都国立近代美術館で開催の「生誕120年・藤田嗣治展」の招待券(1人1枚)を進呈。

問い合わせ 公民館 ☎35-0700 (〒659-0068 業平町8-24)

人権特集

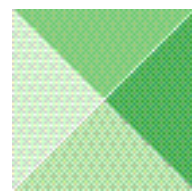


芦屋市人権シンボルマーク

モラル・ハラスメント ～家族・職場の異常な人間関係を解く鍵～

現在、法制度上では女性の人権を守るさまざまな動きがありますが、現実には今なお、夫・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシャル・ハラスメントなど、女性に対する人権侵害が起こっており、社会問題となっています。人権の基本は「思いやり」、いつも「対等に、平等に、公正に接し」、いつも「相手の立場に立つてものごとを考えてみる」ことが重要です。

今回は、宮地光子氏(弁護士)の寄稿記事を通して「女性の人権」について考えてみたいと思います。



モラル・ハラスメントとは

<プロフィール>

宮地 光子(みやち みつこ)氏 弁護士・女性共同法律事務所所属。働く女性たちのネットワーク組織「ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(WWN)」世話人・住友メーカー三社男女賞金差別事件などの男女賞金差別事件を担当。著書に「女の労働基準法」(共著・労働旬報社)、「平等への女性たちの挑戦 均等法時代と女性の働く権利」(明石書店)「男女賞金差別裁判 公序良俗に負けなかった女たち」(監修・明石書店)などがある。



「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と「セクシャル・ハラスメント」の二つの言葉は、わが国においてもすっかり定着している。いずれも被害者の多くは女性であり、女性の権利を語るときに、この二つの言葉が果たした役割を抜きにして語ることはできない。そしてこの二つの事柄は、まがりなりにも、法律で規制や予防の対策にされている。

「救済方法」 私たちの社会は、基本的に、人間は善意であり、そして人間は話し合いによって物事を解決していけるという信頼のもとに成り立っている。ところがこの「自己愛性人格障害」は、このような信頼をおくことのできない人間が存在するという悲しい事実であるが、この事実を認識しないと、モラル・ハラスメントの被害者の恐怖心を理解することができず、加害者によく話し合っで解決しなさいと、被害者を加害者のところに踏みこまらせて、さらに被害を拡大させることになる。

「自己愛性人格障害」の存在 「モラル・ハラスメント」で問題にしている「言葉の暴力」は、一つひとつは些細であっても、それが何回も執拗に繰り返されることによって、相手を追いつめていく性質のものである。そして、そのような執拗な行為を行う加害者の性格として共通してあげられるのが、「自己愛性人格障害」の存在である。この人格障害の特徴は、自分が偉く重要な人物と思っている。自分が特別な存在だと思っている。いつも他人の賞賛を必要としている。他人に共感することができないなどの、「自己への過大な評価」すなわち「誇大性」である。この誇大性の結果、モラル・ハラスメントの加害者は、相手のことは厳しく批判し、自分に対してはいかなる批判も反論も許さない。

講演会 「あーよかったな、あなたがいて」～「優しさ」という温かい貯金～

教育現場で得た子どもたちとのさまざまな感動体験を交えながら、人権意識について、熱く語ります。

日時 5月24日(水)午前10時30分～正午
会場 市民センター 301室
講師 仲島 正教氏(loving-wind代表・人権教育実践者) 一時保育、手話通訳、要約筆記有り。

問い合わせ 芦屋市人権教育推進協議会(生涯学習課内) ☎38-2091

「モラル・ハラスメント」とは、職場におけるモラル・ハラスメントを規制する法律が二〇〇二年に制定されており、他の欧州各国でも規制立法の制定が相次いでいる。ところがわが国では、まだ法律の規制対象にもなっていないし、司法の世界のなかでも、弁護士も裁判官も含めて、「モラル・ハラスメント」についての認識は、まだまだ低い。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

夫から不貞を理由に慰謝料請求訴訟を起され、一番で敗訴した女性Aさんがいた。Aさんが、一番の段階で裁判所に出した陳述書には、夫の異常なまでの自己中心的な生活態度と、言葉の暴力の数々が詳細に書き記されていた。ところが、夫はAさんの人格をささげ否定しておきながら、いざAさんが離婚を言い出すと、プライドを傷つけられたと言わんばかりに離婚を拒み続けた。その中で夫が、おまえに好きな人でもできたと言ったなら別れてやる」と言い放つ。夫の異常なまでの支配欲に恐怖を感じていたAさんは、「好きな人ができた」とでも言わないと、夫は別れてくれないと悟り、ついに「好きな人ができたので別れてください」と嘸までついで夫に離婚を迫った。

すなわち加害者は、自分の欠点に気づかないようにするために他人の欠点を暴きたるのである。そして自分に対してはいかなる批判も反論も許さない性格や他人に共感することのできない性格は、物事を話し合いによって解決することを極めて困難にする。

「モラル・ハラスメント」は、職場におけるモラル・ハラスメントを規制する法律が二〇〇二年に制定されており、他の欧州各国でも規制立法の制定が相次いでいる。ところがわが国では、まだ法律の規制対象にもなっていないし、司法の世界のなかでも、弁護士も裁判官も含めて、「モラル・ハラスメント」についての認識は、まだまだ低い。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

「モラル・ハラスメント」で問題にしている「言葉の暴力」は、一つひとつは些細であっても、それが何回も執拗に繰り返されることによって、相手を追いつめていく性質のものである。そして、そのような執拗な行為を行う加害者の性格として共通してあげられるのが、「自己愛性人格障害」の存在である。この人格障害の特徴は、自分が偉く重要な人物と思っている。自分が特別な存在だと思っている。いつも他人の賞賛を必要としている。他人に共感することができないなどの、「自己への過大な評価」すなわち「誇大性」である。この誇大性の結果、モラル・ハラスメントの加害者は、相手のことは厳しく批判し、自分に対してはいかなる批判も反論も許さない。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

「モラル・ハラスメント」は、ほとんどの場合「モラル・ハラスメント」が横たわっているからである。また、「モラル・ハラスメント」への理解は、家庭や男女の関係のみならず、職場や社会全体の人間関係のあり方を考えていく時にも、不可欠だと思うからである。

映画「マザー・テレサ」

日時 6月17日(土)午後2時～4時(1時30分開場) 会場 ルナ・ホール 定員 先着650人
出演 オリビア・ハッセーほか 一時保育(要予約) 2歳以上就学前・1人300円。申し込み 6月9日(金)までに、往復はがき・ファクス・Eメールで、住所・氏名・電話(ファクス)番号・参加希望者名(1枚で3人まで)一時保育希望者は子どもの名前・生年月日を記入し、下記へ。

問い合わせ 女性センター ☎38-2023/FAX38-2175 (〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階) Eメール: josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

花の植え替えにご協力ください

花の植え替えの、お手伝いいただけるかたを募集します。花苗は、市で用意しています。

日時 5月27日(土) 午前10時～正午 <雨天順延>
場所 市役所北側広場
ご連絡は、前日までに下記へ。

問い合わせ 管財・検査課 ☎38-2013

相談窓口

【公正証書相談】 遺言書等公正証書の相談
日時 5月9日(火)午後1時～4時(3時30分まで受付) 会場 市民相談室
【行政相談】 行政への意見・要望
日時 5月17日(水)午後1時～4時(3時30分まで受付) 会場 お困りです課
【司法書士による法律相談】 登記・多重債務整理等の相談
日時 毎週金曜日午後1時～4時(3時30分まで受付) 会場 市民相談室
【家事相談】 離婚・相続など(要予約)
日時 毎週水曜日午後1時～4時 会場 市民相談室 申し込み その週の月曜日午前9時から電話でお困りです課(☎38-5401)へ

お聞きしました! こんご意見・ご要望

犬の散歩について、愛犬家に一言、芦屋川近くに住んでいる川治さんと、河口からの散歩ができません。子どもも向かって前にリードをぶくことを指導して欲しい。また、糞の放置もひどいので併せて指導してください。

市役所北側広場の犬をリード等でつながらずに道路や公園等で散歩させることは、県条例で禁止されています。また、飼い犬の糞を放置することも、県条例や市条例で禁止されています。ご指摘のように飼い主のマナーの如くによる苦情が増えています。市では、広報等で犬の飼育マナーの啓発に努めています。また、啓発文書を狂犬病予防注射会場で配布、動物病院に置いていただくなど、機会あるごとに啓発に努めていきたいと考えています。

動物愛護協会では、「犬のしつけ一日教室」等で啓発活動を行っていますので、同協会とも連携しながら、一層の啓発に取り組みしていきます。

問い合わせ お困りです課 ☎38-5401